第十五条の三第一項、地方税法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第十一号）附則第八条第三項、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第九十四号）附則第三条第十項、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成三年法律第七号）附則第八条第三項、地方税法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十号）附則第六条第三項、第五項及び第八項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十七号）附則第六条第五項及び第九項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第八号）附則第八条第八項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第九号）附則第十一条第九項及び第十一項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）附則第七条第九項及び第十項、地方税法の一部を改正する法律（平成十九年法律第四号）附則第六条第二項、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）附則第十条第四項、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号。以下「平成二十二年地方税法改正法」という。）附則第十一条第十九項及び第二十項、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十三号。以下「平成二十三年地方税法改正法」という。）附則第七条第二項、第三項、第六項から第八項まで及び第二十五項、平成二十六年地方税法等改正法附則第十二条第七項及び第八項、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号。以下「平成二十七年地方税法等改正法」という。）附則第十七条第五項及び第六項、平成二十八年地方税法等改正法附則第十八条第三項、第七項及び第十七項、平成二十九年地方税法等改正法附則第十七条第九項、平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第四項、地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）附則第十六条第二項並びに令和二年地方税法等改正法附則第十四条第七項、第十一項、第十三項及び第十七項の規定に該当する課税標準等の特例による減少額（ただし、地方税法第三百四十九条の三第二十七項から第二十九項まで並びに附則第十五条第十九項、第二十七項及び第三十八項、平成二十九年地方税法等改正法附則第十七条第九項、平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第四項並びに令和二年地方税法等改正法附則第十四条第十七項の規定に該当する課税標準の特例による減少額にあつては、当該家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗じる割合を、地方税法附則第十五条第十九項本文に係るものにあつては五分の三、同法第三百四十九条の三第二十七項から第二十九項まで、附則第十五条第十九項ただし書、第二十七項第二号及び第三号並びに第三十八項並びに平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第四項に係るものにあつては二分の一、令和二年地方税法等改正法附則第十四条第十七項に係るものにあつては五分の四、地方税法附則第十五条第二十七項第一号及び平成二十九年地方税法等改正法附則第十七条第九項に係るものにあつては三分の二として算定した額とする。）として総務大臣が調査した額を控除した額に〇・〇一四を乗じて得た額から、地方税法第三百五十二条の三第一項、附則第十五条の六、第十五条の七第一項及び第二項、第十五条の八、第十五条の九第一項、第四項、第五項、第九項及び第十項、第十五条の九の二第一項、第四項及び第五項、第十五条の十第一項、第十五条の十一第一項、第五十五条第四項、第六項及び第八項並びに第五十六条第十一項及び第十四項、平成二十七年地方税法等改正法附則第十七条第十項及び第十二項並びに平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第八項の規定により当該年度分の固定資産税から減額された額（地方税法附則第十五条の八第二項の規定に該当する当該年度の固定資産税から減額

第十五条の三第一項、地方税法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第十一号）附則第八条第三項、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第九十四号）附則第三条第十項、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成三年法律第七号）附則第八条第三項、地方税法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十号）附則第六条第三項、第五項及び第八項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十七号）附則第六条第五項及び第九項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第八号）附則第八条第八項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第九号）附則第十一条第九項及び第十一項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）附則第七条第九項及び第十項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第七号。以下「平成十八年地方税法改正法」という。）附則第十三条第八項、地方税法の一部を改正する法律（平成十九年法律第四号）附則第六条第二項、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）附則第十条第四項、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号。以下「平成二十二年地方税法改正法」という。）附則第十一条第十九項及び第二十項、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十三号。以下「平成二十三年地方税法改正法」という。）附則第七条第二項、第三項、第六項から第八項まで及び第二十五項、平成二十六年地方税法等改正法附則第十二条第七項及び第八項、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号。以下「平成二十七年地方税法等改正法」という。）附則第十七条第五項及び第六項、平成二十八年地方税法等改正法附則第二条第七項及び第十七項、平成二十九年地方税法等改正法附則第十六条第二項の規定に該当する課税標準等の特例による減少額（ただし、地方税法第三百四十九条の三第二十八項から第三十項まで並びに附則第十五条第十九項、第三十項、第四十項及び第四十四項、平成二十九年地方税法等改正法附則第二十条第四項の規定に該当する課税標準の特例による減少額にあつては、当該家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗じる割合を、地方税法附則第十五条第十九項本文に係るものにあつては五分の三、同法第三百四十九条の三第二十八項から第三十項まで、附則第十五条第十九項ただし書、第三十項第二号及び第三号並びに第四十四項並びに平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第四項に係るものにあつては二分の一、地方税法附則第十五条第四十項に係るものにあつては五分の四、同条第三十項第一号及び平成二十九年地方税法等改正法附則第十七条第九項に係るものにあつては三分の二として算定した額とする。）として総務大臣が調査した額を控除した額に〇・〇一四を乗じて得た額から、地方税法第三百五十二条の三第一項、附則第十五条の八第一項から第三項まで、第十五条の九第一項、第四項、第五項、第九項及び第十項、第十五条の九の二第一項、第四項及び第五項、第十五条の十第一項、第十五条の十一第一項、第五十五条第四項、第六項及び第八項並びに第五十六条第十一項及び第十四項、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号。以下「平成二十一年地方税法改正法」という。）附則第八条第十三項、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下「平成二十四年地方税法等改正法」という。）附則第八条第